(g)　安比・八幡平周遊型

東北自動車道の仙台南インターチェンジから安代インターチェンジまで、八戸自動車道の安代ジャンクションから浄法寺インターチェンジまで、釜石自動車道の花巻空港インターチェンジから花巻ジャンクションまで、秋田自動車道の北上ジャンクションから北上西インターチェンジまで、仙台東部道路の名取インターチェンジから仙台港北インターチェンジまで及び三陸縦貫自動車道（仙塩道路）の仙台港北インターチェンジから利府塩釜インターチェンジまでの区間並びに仙台南部道路及び仙台北部道路の全区間。

(h)　夏油周遊型

東北自動車道の仙台南インターチェンジから北上江釣子インターチェンジまで、秋田自動車道の北上ジャンクションから北上西インターチェンジまで、仙台東部道路の名取インターチェンジから仙台港北インターチェンジまで及び三陸縦貫自動車道（仙塩道路）の仙台港北インターチェンジから利府塩釜インターチェンジまでの区間並びに仙台南部道路及び仙台北部道路の全区間。

(i)　新潟・猪苗代・磐梯周遊型

東北自動車道の郡山インターチェンジから二本松インターチェンジまで、磐越自動車道の郡山東インターチェンジから新潟中央インターチェンジまで、日本海東北自動車道の新潟中央ジャンクションから豊栄新潟東港インターチェンジまで及び北陸自動車道の巻潟東インターチェンジから新潟中央ジャンクションまでの区間。

(j)　蔵王周遊型

山形自動車道の山形蔵王インターチェンジから寒河江インターチェンジまで及び東北中央自動車道のかみのやま温泉インターチェンジから天童インターチェンジまでの区間。

(ヘ)　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

１．⑷⑥の次に次のとおり加える。

⑦社会実験「ずらして冬トク！関越のんびりパス」

(イ)　割引をする自動車

(ハ)に定める期間のうち連続する最大３日間に、(ニ)(a)に定めるＡ区間若しくはＢ区間内のインターチェンジから(ニ)(b)に定めるａ区間若しくはｂ区間内のインターチェンジまで往復する通行（以下「往復型」という。）、(ニ)(a)に定めるＡ区間若しくはＢ区間内のインターチェンジから(ニ)(b)に定めるａ区間内のインターチェンジまで往復し、(ニ)(b)に定めるａ区間を通行（当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。以下同じ。）（以下「湯沢周遊型」という。）又は(ニ)(a)に定めるＡ区間若しくはＢ区間内のインターチェンジから(ニ)(b)に定めるｂ区間内のインターチェンジまで往復し、(ニ)(b)に定めるｂ区間を通行（以下「沼田周遊型」という。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込みがなされている場合に限る。）。

(ロ)　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

	(ニ)(a)に定める区間	(ニ)(b)に定める区間	料金の合計額	
			軽自動車等	普通車
往復型	Ａ区間	ａ区間	5,600円	7,000円
	Ｂ区間	ａ区間	5,000円	6,200円
	Ａ区間	ｂ区間	4,700円	5,800円
	Ｂ区間	ｂ区間	3,900円	4,900円
湯沢周遊型	Ａ区間		5,100円	6,400円
	Ｂ区間		4,500円	5,600円
沼田周遊型	Ａ区間		4,200円	5,200円
	Ｂ区間		3,400円	4,300円

(ハ)　実施する期間

令和７年12月１日から同年同月25日まで、令和８年１月５日から同年同月９日まで、同年同月13日から同年２月20日まで、同年同月24日から同年３月19日まで及び同年同月23日から同年４月23日まで。

(ニ)　適用区間

(a)　出発及び到着エリア

Ａ区間	東北自動車道の川口ジャンクションから羽生インターチェンジまで並びに関越自動車道の練馬インターチェンジから三芳スマートインターチェンジまで並びに常磐自動車道の三郷インターチェンジから土浦北インターチェンジまで並びに首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから青梅インターチェンジまで及び桶川加納インターチェンジから下総インターチェンジまでの区間。
Ｂ区間	関越自動車道の川越インターチェンジから花園インターチェンジまで及び首都圏中央連絡自動車道の入間インターチェンジから桶川北本インターチェンジまでの区間。

(b)　目的地エリア

ａ区間	関越自動車道の月夜野インターチェンジから魚沼インターチェンジまでの区間。
ｂ区間	関越自動車道の渋川伊香保インターチェンジから沼田インターチェンジまでの区間。

(ホ)　マイレージポイントの付与

１．⑶①に定めるマイレージ割引のポイントを東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、(ニ)(b)に定める区間内のインターチェンジから(ニ)(a)に定める区間内のインターチェンジまでの通行（以下「復路」という。）における入口インターチェンジの通過日時に応じて、次のとおり付与するものとする。

復路における入口インターチェンジの通過日時	付与するポイント
休日の午前０時から午後２時まで	(ロ)に定める料金の合計額10円毎に１ポイント
休日の午後８時から翌午前０時まで又は平日の全時間帯	(ロ)に定める料金の合計額10円毎に２ポイント

(ヘ)　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、(ロ)に定める料金の合計額に対してマイレージ割引を適用する。